

夏 交通事故 の防止県民運動



期間 令和8年7月15日(水)~7月24日(金)

スローガン
手を挙げて しっかり伝える 『わたります』



【令和7年度茨城県交通安全ポスターコンクール受賞作品】

優秀賞(茨城県議会議長賞)
つくば市立並木小学校
白田 司 さん(当時2年生)

優秀賞(茨城県教育委員会教育長賞)
稲敷市立江戸崎小学校
小林 稜空 さん(当時5年生)

主唱 茨城県交通安全対策会議

歩行者(特に子供と高齢者)の保護

運転者の方は…

- 横断歩道に接近する際は、**早めの減速と安全確認**を徹底しましょう。
 - 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、**車両を停止して歩行者に道を譲りましょう。**
- ※令和8年9月1日から生活道路の法定速度が**30km/h**に引き下げられます。

歩行者の方は…

- 道路を横断する時は、必ず**右左の安全を確認**し手をあげて横断しましょう。
- 夜間外出する時には、**反射材や明るい服**を着用しましょう。



妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 車を運転する際は、周りの車に対する「**思いやり・ゆずり合い**」の気持ちを持って、**安全な速度・方法での運転**を心がけましょう。
- 十分な車間距離を保つ**とともに、**不必要な急ブレーキや無理な進路変更等**は絶対にやめましょう。
- 飲酒運転は犯罪です。「**飲酒運転を絶対にしない、させない**」という意志で飲酒運転を根絶しましょう。

危険！妨害運転 STOP！飲酒運転

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

ヘルメットの着用を徹底しよう

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、**頭部を守るためヘルメットの着用が重要**です。**ヘルメットの正しい着用**は、事故の際に被害を大きく減らす効果があります。

自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用、交通ルールを理解しよう

- 16歳以上**の自転車運転者による一定の交通違反に対して、**交通反則通告制度**(いわゆる「青切符」)が適用されています。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



7月17・24日(金)は
飲酒運転根絶のための
県下一斉広報日